

8 循 第 193 号
令和 8 年 7 月 7 日

京都府環境審議会
会長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府循環型社会形成計画（第 3 期）の見直しについて（諮問）

京都府における循環型社会の形成を推進するため、京都府循環型社会形成計画（第 3 期）の見直しについて下記のとおり貴審議会に諮問します。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定による廃棄物処理計画に該当するため、同条第 3 項の規定により、併せて諮問します。

記

1 諮問事項

京都府循環型社会形成計画（第 3 期）の見直しについて

2 諮問理由

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 32 条において、地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとされています。

京都府においては、令和 4 年 3 月に京都府循環型社会形成計画（第 3 期）を策定し、令和 12 年度までを計画期間として、循環型社会の実現に向けた方策を定め、総合的かつ計画的な推進を図ってきたところです。

同計画では、廃棄物を巡る動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、計画策定後 5 年程度が経過した時点を目途に計画の見直しを行うこととしているところ、令和 8 年度に時期が到来することから、同計画の見直しについて、御審議いただくものです。

令和8年7月8日

京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会長 様

京都府環境審議会 会長 渡邊 紹裕
(公印省略)

京都府環境審議会諮問事項の付議について

令和8年7月7日付け8循第193号で京都府知事から諮問のありました京都府循環型社会形成計画（第3期）の見直しについて、審議会運営要領第4条に基づき、廃棄物・循環型社会形成部会に付議します。